

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 横浜市金沢区福浦一丁目13番地3

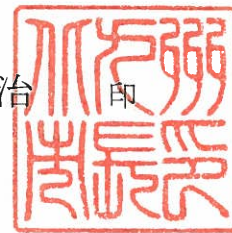
氏 名 興栄商事 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 岩本 守

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 令和 2年 4月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 4月 14日

1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市門司区新門司一丁目7番11

面積：9平方メートル

産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類 以上6種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月17日	新規許可	令和 元年 8月16日	変更許可
平成20年 2月25日	変更許可	令和 2年 4月15日	更新許可
平成24年10月17日	更新許可		
平成27年 7月 7日	変更許可		
平成29年10月17日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 記載なし

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

以上 6 種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含む

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

以上 6 種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

